生活保護法による保護の基準表（令和7年10月～）

（単位：円）

	年齢	基準額
第一類	0～2	43,240
	3～5	43,240
	6～11	45,060
	12～17	47,790
	18～19	45,520
	20～40	45,520
	41～59	45,520
	60～64	45,520
	65～69	45,060
	70～74	45,060
	75～	38,690

特例加算※1	
居宅	1,500
救護施設等	1,500
障害者支援施設等	1,000
入院	1,000
介護施設	1,000

※1 各基準生活費の算出にあたって世帯人員1人につき加える額（月額）

	人員	基準額	冬季加算 10～4月	冬季加算 特別基準
第二類	1人	27,790	12,780	16,620
	2人	38,060	18,140	23,590
	3人	44,730	20,620	26,810
	4人	48,900	22,270	28,960
	5人	49,180	22,890	29,760
	6人	55,650	24,330	31,630
	7人	58,920	25,360	32,970
	8人	61,910	26,180	34,040
	9人	64,670	27,010	35,120
	10人	67,430	27,840	36,200

	人員	率
逓減率	1人	1.0000
	2人	0.8700
	3人	0.7500
	4人	0.6600
	5人	0.5900
	6人	0.5800
	7人	0.5500
	8人	0.5200
	9人	0.5000
	10人	0.5000

期末一時扶助	
人員	金額
1人	13,520
2人	22,030
3人	22,720
4人	25,550
5人	26,630
6人	30,280
7人	32,170
8人	34,060
9人	35,690
10人	37,310

令和５年10月より、それまでの基準額①と基準額②から算定した額の高い方の額を採用する方式を改め、単一の基準額表から算定する方式となる。

生活扶助費
＝（第一類×逓減率）＋第二類＋特例加算＋経過的加算（本体）

各種加算			
妊婦	6か月未満		9,130
	6か月以上		13,790
産婦			8,480
障害者 ※2	身障1・2級	在	26,810
		入	22,310
	身障3級	在	17,870
		入	14,870
重度障害者			16,100
家族介護			13,490
他人介護	実施機関		73,170 以内
	市長承認		109,770 以内
	大臣基準		145,700 以内
介護施設入所者			9,880 以内
在宅患者			13,270
放射線障害者	（1）		46,760
	（2）		23,380
児童養育※3			10,190
介護保険料			介護保険料の実費
母子 ※2	基準（1人）	在	18,800
		入	19,350
	第2子加算	在	4,800
		入	1,560
	第3子以降	在	2,900
		入	770

入院患者日用品費	
基準	23,110以内
冬季加算11～3月	3,600

介護施設入所者基本生活費	
基準	9,880以内
冬季加算11～3月	3,600

入所保護基準	
救護施設	更生施設
64,140	67,950
冬季加算10～4月	5,900
期末一時扶助	5,070

※2 「在」は在宅者、「入」は入院患者又は施設入所者

※3 高等学校等の就学の有無に関わらず、18歳に達する日以後の最初の３月31日までにある者が対象

一時扶助		
配電、給・排水設備費		135,000 以内
	特別基準	202,500 以内
家具什器費		35,800 以内
	特別基準	57,000 以内
	（暖房器具）	29,000 以内
	（暖房特別基準）	73,000 以内
	（冷房器具）	73,000 以内
家財保管料	特別基準	14,000 以内
家財処分料	特別基準	最小限度の額
妊娠定期検診料	特別基準	必要な額
入学準備金	小学校	91,600 以内
	中学校	101,000 以内
被服費 寝具	新規	22,200 以内
	再生	15,200 以内
被服費	退院時等平常着、学童服	15,300 以内
	出産準備被服	57,200 以内
	入院時寝巻	4,800 以内
	紙おむつ等（常時失禁）	26,100 以内
不動産鑑定費用等		実費
除雪費	特別基準	34,000 以内

生業扶助			
生業費			47,000 以内
		特別基準	78,000 以内
技能修得費	技能修得費（高校除く）		90,000 以内
		特別基準	152,000 以内
		※4	242,000 以内
		市長承認	380,000 以内
	高等学校等就学費※5	基本額	7,300
		学級費	2,170 以内
		入学準備金	118,200 以内
		授業料	9,900（上限）
		学習支援費	年101,000 以内
		（特別基準）	年131,300 以内
		災害時等再支給	36,500 以内
		入学金	全日制 5,650
			定時制 2,100
		入学考査料	30,000 以内
		交通費、教材費→実費支給	
就職支度費			34,000 以内

※4 自立支援プログラムに基づく場合で、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合

※5 高等専門学校の４、５学年に該当する場合は、年額396,000円の範囲内で認定

	人員	月額	特別基準
住宅扶助	1人	36,000 以内	46,000 以内
	2人	43,000 以内	50,000 以内
	3人	46,000 以内	54,000 以内
	4人	46,000 以内	58,000 以内
	5人	46,000 以内	61,000 以内
	6人	50,000 以内	61,000 以内
	7人以上	56,000 以内	65,000 以内
	床面積による基準額（1人世帯のみ）		
	11～15㎡	7～10㎡	6㎡以下
	32,000 以内	29,000 以内	25,000 以内
	住宅維持費		135,000以内
		特別基準	202,500以内

		小学校	中学校
教育扶助	基準月額学用品費	3,400	5,300
	学級費等	1,170以内	1,250以内
	学習支援費	年16,400以内	年59,800以内
	（特別基準）	年21,320以内	年77,740以内
	災害時等再支給	15,200以内	23,600以内
	中学校進学時の辞書代		5,060
	給食費、準教科書代、楽器、スキー等教材代→実費支給（スキー代については別途通知）		

出産扶助	基準額	318,000 以内
	特別基準	368,000 以内
	衛生材料費	6,200 以内

葬祭扶助	基準	大人 219,000 以内
		小人（12歳未満） 175,200 以内
	運搬料※6	9,240 以内

※6 自動車の料金その他死体の運搬に要する費用が19,220円を超えるとき。

新規就労控除	12,600
20歳未満控除	11,600

障害者支援施設・福祉型障害児入所施設入所者の基準生活費	
基準	入院患者日用品費の額+食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額

※ 医療型障害児入所施設については、入院患者として取扱う。

生活保護法による保護の基準の改定に係る経過的加算

（単位：円）

生活扶助本体に係る経過的加算※1	年齢	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯
	0～2歳	0	0	0	0	1,340	360	0	0	0	0
	3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	350	290
	12～17歳	0	0	0	550	2,220	1,750	2,960	4,260	5,140	5,070
	18～19歳	0	0	450	2,050	3,560	3,070	4,210	5,440	6,270	6,210
	20～40歳	0	0	0	590	2,180	1,680	2,820	4,050	4,890	4,820
	41～59歳	0	0	0	0	570	70	1,210	2,450	3,280	3,220
	60～64歳	0	0	0	0	0	0	0	850	1,690	1,620
	65～69歳	0	0	0	0	0	0	0	1,090	1,920	1,850
	70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	75歳～	840	110	0	0	310	0	680	1,710	2,400	2,340

※1 世帯人員ごとに定めた経過的加算額の中から、当該世帯員の年齢区分に対応する加算額を世帯員１人当たりにつき加算する。

児童に係る経過的加算※2	4,330

※2 4人以上の世帯に属する3歳未満の子、3人以下の世帯に属し、居宅以外の基準生活費が算定されている3歳未満の子、又は、第3子以降の「3歳から小学生修了前」の子がいる世帯を対象とし、当該子１人当たりにつき加算する。

母子世帯に係る経過的加算①※3		母子加算の対象となる者の年齢	加算額
	3人世帯以上	0～14歳	3,330
		15～17歳	0
		18歳～20歳未満	3,330

※3 3人以上の世帯であって、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者が1人のみいる世帯の加算額。

母子世帯に係る経過的加算②※4	母子加算の対象となる者が入院・入所（※5）中である場合の人数	加算額
	1人	3,330
	2人	280

※4 養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者が2人以下であって、当該児童がすべて入院・入所中である場合の加算額。

※5 医療型障害児入所施設に限る。

病院給食の実費を認める期間中の居宅基準生活費に係る経過的加算（月額）※6 ※この期間中の特例加算は月額1，000円を計上	年齢	加算額
	0～2歳	860
	3～5歳	2,020
	6～11歳	3,210
	12～17歳	4,230
	18～19歳	4,910
	20～40歳	4,420
	41～59歳	4,180
	60～64歳	3,530
	65～69歳	5,540
	70～74歳	2,890
	75歳～	4,540

※6 入院患者に付添う出身世帯の世帯員が病院又は診療所において生活する場合であって、病院の管理運営方針等により病院給食又は寝具の貸与を受けなければならない事情があると認められる場合、第一類基準額×0.25へ加算する額。

入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費に係る経過的加算（月額）	年齢	加算額
	0～2歳	0
	3～5歳	0
	6～11歳	0
	12～17歳	0
	18～19歳	0
	20～40歳	0
	41～59歳	0
	60～64歳	0
	65～69歳	0
	70～74歳	0
	75歳～	0